

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の制度骨子

令和5年4月14日

科学技術・学術政策局

「地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針」（令和5年4月14日、文部科学大臣決定）2. に規定する、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下「本事業」という。）の制度骨子について、以下のとおり定めることとし、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、この制度骨子に基づき、本事業の運営を行うものとする。

1. 事業の背景及び目的

- 新たな価値創造の源泉となる「知」と「人材」を輩出し、社会の新陳代謝を促し得る大学の存在は、インクルーシブで持続可能な知識集約型社会へとグローバルな社会構造が大きく変化し、18歳人口が減少する中においても、一層重要な社会インフラ基盤である。
- そのような中、大学には、新たな社会ニーズに積極的に応えていくことに留まらず、新たな価値創造を通じて、次代の社会構造の転換を促し得る大胆なビジョンを自ら提唱し、グローバルアジェンダを牽引することが期待されている。
- 一方、近年、我が国の研究力の低下が指摘されている中、日本全体の研究力を向上させ、新たな価値創造を促進していくためには、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援と同時に、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学（以下「地域中核・特色ある研究大学」という。）など、実力と意欲を持つ多様な大学の機能を強化していくことが重要であり、政府において、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令和4年2月1日、総合科学技術・イノベーション会議決定。以下「総合振興パッケージ」という。）を取りまとめたところである。
- これを踏まえ、国際卓越研究大学と、地域中核・特色ある研究大学（①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能：これらのいずれか又は組み合わせた機能を有する大学）が、相乗的・相補的な連携により共に発展するスキームの構築が必要不可欠である。
- そのためには、地域中核・特色ある研究大学が、特色ある研究の国際展開や、地域の経済社会や国内外の課題解決を図っていけるよう、特定の強い分野の拠点等の強みを核に大学の活動を拡張させるとともに、大学間での効果的な連携を図ることで、研究大学群として発展していくことが重要である。

- 本事業では、研究力の飛躍的向上に向けて、10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフト双方の環境構築の取組を支援する。
- なお、地域中核・特色ある研究大学は、令和5年2月8日に改定された「総合振興パッケージ」の趣旨も踏まえ、各大学のミッションも踏まえつつ、目指す大学ビジョンを設定し、それに向けて自らの立ち位置を振り返りながら、戦略的な経営を推進することが重要である。本事業を活用し、研究力強化に必要な取組の効果を最大化し、研究を核とした大学の国際競争力強化を図るだけでなく、戦略的な経営に向けて経営リソースの拡張を図るとともに、メリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着を目指すことが求められる。
- また、「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」（以下「施設整備事業」という。）による支援との相乗効果を生むことを念頭において、本事業に申請することを期待する。
- 最後に、文部科学省及び本事業を実施する振興会は、本事業が、国際卓越研究大学制度と併せ、我が国の研究力の向上のための極めて重要な施策であることを認識した上で、本事業により形成を目指す多数の研究大学群や他府省と協力し、産業界や地方自治体をはじめとした社会との協働・対話を進め、本事業を強力に推進していくことが重要である。

2. 本事業の公募に関して

2-1. 支援にあたっての考え方

(1) 支援対象及び申請方法

- 支援対象は国公私立大学とする。
- 本事業への申請は1大学あたり1件とし、他機関とともに申請する場合には、以下の①提案大学に、②連携機関を加えるものとする。
 - ① 提案大学：強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点（世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）や共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）等の拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの）等を有する国公私立大学のうち、研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリ

ソースを投下する大学

② 連携機関

- ・連携大学：大学が有する強みを活かして、提案大学の研究力の向上戦略に関連して、提案大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る国公立大学（大学共同利用機関を含む）
- ・参画機関：本事業の経費の配分対象ではないが、提案大学と連携して活動を行う、研究力の強化に有効な大学等（例：令和4年度に公募を行った国際卓越研究大学制度へ申請中の大学や、海外大学、国立研究開発法人、高等専門学校等）

○提案大学は、研究力が向上した10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等を核とした研究力の向上戦略を作成するものとする。

○提案大学となる大学が別の大学の申請において連携機関となることは可能とする。ただし、複数の提案において同一の支援内容を申請することは不可とする。

(2) 大学間連携の意義

○大学間連携を行う場合は、連携を行うこと自体が目的ではなく、提案大学は、自らの機能ごとの現状及び10年後の研究力が向上した大学ビジョンを踏まえ、その実現にあたって大学ごとに何を強化し、学内において不足しているリソースや課題を見定め、それをどのような大学と連携することでそれらを補完できるかの明確な戦略性が必要となる。

○以下は、研究力強化のために考えられる大学間連携のイメージ例であるが、これ以外にも上記の趣旨で行われる戦略的な連携も考えられる。

(参考) 研究力の強化に係る大学間連携イメージ例

- ① 基礎研究を推進する上での組織の規模確保に向けた、特定の研究分野において強みを有する国内外の大学同士の連携
- ② 基礎研究と臨床研究の連携強化に向けた、基礎研究に強みがある大学と、附属病院を有する大学との連携
- ③ 広域課題への対応に向けた、地理的に近い位置に立地する、強みや特色が異なる

る大学同士による連携

- ④ スタートアップ創出力の強化に向けた、地域の基礎研究力が強い大学と、都市部のスタートアップ創出力が高い大学との連携
- ⑤ 産学官連携を支える専門家集団の共有に向けた、大学同士での人材・情報等の共有化

(3) 連携機関がある場合における提案大学の役割

○提案大学が責任機関として全体を統括し、振興会との間における一連の事務の実施にあたっては、各大学を代表して行うものとする。具体的には、以下の役割を担うものとする。

- ① 連携機関との間で研究力の向上戦略を共有し、その実現に向けた計画が着実に進むよう促していくこと
- ② 連携大学への予算配分を行うとともに、連携大学を含めた全体の資金計画・執行状況について把握すること
- ③ 連携機関を含めた全体の年度報告を振興会に行うほか、振興会が文部科学省とともに実施する毎年度の進捗管理（面談やサイトビジット等）等において、必要に応じ連携機関とともに対応にあたること

(4) 令和6年度以降の公募

○令和5年度の公募及び伴走支援の状況等や国際卓越研究大学制度の審査状況及び採択結果等も踏まえて、文部科学省との事前協議の上、柔軟に事業設計を行うこと。

2-2. 支援内容

(1) 支援内容

○提案大学が策定した研究力の向上戦略の実現に必要な経費を5年間支援（最大55億円程度/件）するものとする。

- ① 戦略的実行経費（研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の人件費、研究者の人件費、旅費、謝金、調査費、その他研究力の向上戦略の実行に必要な

な経費)：最大 25 億円程度：5 億円程度／件・年×最長 5 年間

- ② 研究設備等整備経費（研究機器購入費、研究機器購入に伴う設置経費、研究・事務 DX（デジタル・トランスフォーメーション）や研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費、その他研究力向上に係る研究設備の整備及びその付帯事務費等）：最大 30 億円程度／件

（2）留意事項

- 「①戦略的実行経費」について、大学や取組の規模等も異なることから、支援額を 1 件あたり 25 億円程度と画一にするのではなく、大学や取組の規模等に応じて支援額を設定することとする。
- 「②設備等の整備に係る経費」について、連携大学に設置する場合には、連携大学ごとの支援上限額を 15 億円とする。また、特定の大学が複数の提案に連携大学として参画することで、提案大学以上に「②設備等の整備に係る経費」が支援されることがないように、複数の提案に参画する場合においても、連携大学としての 1 大学への支援金額の上限は、15 億円とする。

2-3. 申請書類・審査方法

（1）申請書類

- 提案大学には、申請書類として以下のものを提出させること。
 - ① 研究力が向上した 10 年後の大学ビジョンを描き、そこに至るためのプロセスを示す「研究力の向上戦略」
 - ② 研究力の向上戦略の具体的な道行き（5 年間）を示す「研究力向上計画」及び「資金計画（戦略的実行経費及び設備等の整備に係る経費の計画）」
- また、申請において連携大学がある場合、連携大学における「研究力向上計画」、「資金計画」を作成させ、併せて提出させること。

（2）申請内容

- 各項目について、以下の内容を盛り込んだものを提出させること。その際、連携機関がある場合、連携の必要性、連携内容及び実績等を含むものとする。

① 研究力の向上戦略：

- ・大学のミッション及び総合振興パッケージ等も踏まえ、提案大学の研究力が向上した10年後の大学ビジョン及びそこに至るためのプロセス（提案大学の強みや特色ある研究拠点等を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開、他機関との連携、リソース配分の見直し・組織改革、若手研究者・研究支援人材育成、戦略的に強みを伸ばしていくための研究時間の確保及びその他プロセスを推進するための優位性並びに研究力向上に係るアウトカム及びアウトプット等の内容を含む。）
- ・提案大学の研究力の向上戦略に係る実績等（研究拠点等の実績、大学としての研究力の向上戦略に係る実績（リソース配分や組織改革の状況等の内容を含む。））

② 研究力向上計画：

- ・提案大学の「研究力の向上戦略」の実現に向けた、5年間での人材や研究基盤等の学内アセットの整備に係る計画（研究力向上に係るアウトカム及びアウトプットの内容を含む。）

③ 資金計画：

- ・「研究力向上計画」の実施に必要な戦略的実行経費及び設備等の整備に係る経費の計画
- ・大学の取組の持続的な展開に向けた、本事業終了後の後年度負担への対応予定（外部収入等の獲得予定や既存経費の合理化計画の内容を含む。）

○なお、本事業は、研究を補助する事業ではなく、地域中核・特色ある研究大学に向け、既に有する強みや特色ある研究力を核とし、大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張・戦略的活用を図るための、戦略的な経営を後押しする事業であることを踏まえ、本事業を活用してこそ達成できる内容を申請させるものとする。

○また、強みや特色ある研究拠点等については、例えば以下の体制や実績を有するものであること。

- ① 特定の個人研究者のみに依存せず、まとまった所属研究者数や関連する研究支援者（URA等の研究マネジメント人材や技術職員等の高度な専門職人材を含む）数を有していること
- ② 大学本部の積極的な関与のもと、組織的に充実した活動が行えるよう運営マネ

ジメントがなされていること

- ③ 拠点等の性質に応じて、論文創出数や論文の被引用数、民間企業との共同研究件数や共同研究費受入額、特許出願数や起業数、研究成果の社会実装による地域内外での新産業創出や社会課題解決などの面で実績を上げていること

○また、研究力向上戦略のプロセスを適時・適切に把握・改善していくため、振興会は、提案大学に対し、「総合振興パッケージ」を踏まえ、以下のような例示も示しながら、強化すべき機能の内容に応じたアウトカム及びアウトプットを測定する中長期的な指標を設定させること。その際、指標については、特定のものに限定せず、提案大学が、本事業を活用してこそ達成できる高い目標として設定した大学ビジョンを踏まえ、適切に設定を行うものとする。

- ① 強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能

- ・論文数や国際共著論文数
- ・論文の被引用数
- ・リサーチ・インパクトの状況や高インパクトジャーナルへの掲載割合 等

- ② 地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能

- ・民間企業等との共同研究件数や共同研究費受入額（受託含む）・「組織」対「組織」による大型共同研究の推進等による研究成果の社会実装数（既存企業への技術移転数、スタートアップ企業の創出数）
- ・地球規模の課題解決に向けた国際的な活動への組織的な参画状況 等

- ③ 地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能

- ・研究成果の社会実装による地域内外での新産業創出や社会課題解決の件数
- ・地方自治体による大学の活動へのコミットメントの状況（大学との人事交流、大学と地方自治体との共同研究や地方自治体からの受託研究の状況等）
- ・第2創業の成功事例件数や地域需要創出型企業の創出数 等

○なお、以下に示すような短期的に測定可能な定量的・定性的アウトプットについても、中長期的なアウトプット・アウトカムを達成するために必要なプロセスを測定する指標として、両者の関連性を考慮した上で設定を行うものとする。

- ・研究に専念できる時間の確保状況等の環境整備状況
- ・強みを有する特定分野の研究者（若手・国際的に著名な研究者を含む）や博

- 士課程学生の増加
- ・論文数の増加
- ・URA・技術職員等の研究支援人材や産学官連携人材の採用・育成状況
- ・ロイヤリティ収入増につながる知財の活用状況
- ・起業のサポート状況、起業当初の事業運営状況
- ・国際共同研究や産学官連携のネットワークの構築状況 等

(3) 審査方法

○振興会に設置する「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会」(以下「事業推進委員会」という。)は、以下の流れに従い、提案大学からの申請を書面・面接により審査し、採択大学を決定するものとする。

- ① 「研究力の向上戦略」に係る審査
- ② 「研究力向上計画」及び「資金計画」に係る審査
- ③ 採択大学の決定

○その際、振興会は、必要に応じて、サイトビジット等を通じ大学の現状を把握するとともに、提案大学との対話等を通じて最終的な採択大学を決定すること。

○また、不採択となった大学に対しては、その理由を明示すること。

(4) 審査の観点

○事業推進委員会は、以下の観点の具体化を図り、申請内容の審査を行うこと。連携機関がある場合には、研究力の向上戦略に係る連携機関の実績、連携機関との連携効果、連携大学への資金配分の有効性・妥当性等も併せて審査を行うこと。

- ① 「研究力の向上戦略」に関する審査の観点
 - ・実績を踏まえた戦略の実現可能性や優位性、発展性(伸びしろ)
- ② 「研究力向上計画」に関する審査の観点
 - ・計画の有効性(研究力の向上戦略の実現に対する効果)
 - ・計画及び進め方の妥当性(計画の管理体制の妥当性を含む)
- ③ 「資金計画」に関する審査の観点
 - ・計画の有効性
 - ・計画の妥当性(金額の規模の妥当性を含む)

(5) 留意事項

○審査を行うにあたっては、大学ビジョンの性質等も踏まえ、以下の点を踏まえることも重要である。

- ・従来の事業等により培ってきた大学・地域の資源や強み・特色を最大限活かすとともに、発展性（伸びしろ）が十分に見込まれること
- ・研究と人材育成は一体不可分であることを踏まえ、研究力向上戦略の検討や実行にあたっては、必要に応じて人材育成との連動が図られていること
- ・連携機関等からの資金的・人的コミットメントがあるなど、実質的な連携が図られていること
- ・研究力の向上戦略の実行にあたって必要な企業・地方自治体・国際機関等と実質的な連携が図られていること
- ・社会課題解決を強化する取組については、人文・社会科学も含めた大学の総合知が活用されていること
- ・地域・社会貢献を追求する取組については、地域全体のエコシステムの形成を推進する観点から、ステークホルダーに対し、大学の強みや特色、地域内外に対する研究の方向性が発信されていること
- ・複数の申請に関わる大学については、当該大学における各申請の妥当性や実現可能性とともに、全申請を通じた当該大学の研究力向上に関する効果等があること

3. 事業推進の在り方について

3-1. 振興会における事業推進体制について

○振興会に設置する事業推進委員会は、事業の公募、審査及び進捗管理を行うものとする。

○その際、本事業が、大学ビジョンに応じて、

- ① 強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、
- ② 地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、
- ③ 地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能

といった多様な方向性の機能の拡充を求めるものであることから、事業推進委員会等は、それを踏まえ、研究力の向上に向けた大学経営改革の実績を有する者、

組織的な産学連携の取組に関する実績を有する者、研究力を活かした地域課題解決の取組に関する実績を有する者、海外の大学経営改革の知見を有する者をはじめ、多様な専門的知見を有する有識者で構成するものとする。

○事業推進委員会は、文部科学省の「地域中核・特色ある研究大学に係る事業設計委員会」（以下「事業設計委員会」という。）に対し、その求めに応じて、事業の進捗及び課題等について報告するものとし、事業設計委員会は、大局的な観点から事業推進委員会に対し、助言を行うものとする。

○事業推進委員会は、事業設計委員会の助言を十分に踏まえ、事業の推進を行うものとし、事業推進委員会の構成員は、それが可能な体制とすること。

3-2. 進捗管理・評価・伴走支援について

○文部科学省及び振興会は、我が国の研究力の向上の実現に向け、以下に示す役割分担の下、採択大学の戦略の実現に向けて伴走支援を行い、大学とともに取組を進めるものとする。また、それにあたって必要な進捗管理・評価も適切に実施する。その際、大学が評価疲れを起こさないように留意する。

① 振興会

- ・振興会は、支援期間の中間年（3年度目を目途）及び最終年（5年度目を目途）に評価を実施することを念頭に、振興会が選定するプログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサー等（以下「PD等」という。）による大学との対話を行いながら、進捗管理と研究力向上のために必要な指導・助言を展開すること。
- ・その際、以下の点について留意すること。
 - 評価結果によって事業を中止する可能性があること。
 - 研究力向上計画及び資金計画については、大学ビジョンの実現のための柔軟な変更を可能とすること。
 - 振興会は、各大学によってそのビジョンやその実現に向けたプロセスが多様となることを踏まえ、必要な指導・助言を効果的に行うことができるよう、研究力の向上に向けた大学経営改革の実績を有する者、組織的な産学連携の取組に関する実績を有する者、研究力を活かした地域課題解決の取組に関する実績を有する者、海外の大学経営改革の知見を有する者をはじめ、多様な専門的知見を有する者をPD等として選出すること。

② 文部科学省

- ・上記に加え、各大学の研究力の向上戦略の実現に向けて、アウトプット及びアウトカムの測定指標の設定やそれを達成するための方策等について各大学との対話を行いながら提案を含めた支援を展開すること（効果的な研究力強化を図るための他大学との連携の観点も含む）。
- ・また、各大学の経営支援の観点から、各大学が、必要に応じて経営コンサルティングファーム等を活用できる体制の構築も含め、伴走支援体制を整備すること。

○文部科学省は、全体の事業評価を行うための適切な指標について、専門家等の協力も得ながら検討を行うとともに、支援期間の最終年（5年度目）を目途に評価を行い、進捗に応じて、大学への必要な支援を展開できるよう、文部科学省及び振興会において取組を継続的に支援する（最長10年を目途）。継続的な支援の内容については、事業の進捗状況及び効果に係る振興会からの報告を踏まえつつ、事業設計委員会において検討する。

○なお、事業の実施にあたっては、総合振興パッケージを踏まえ、産業界や地方自治体をはじめとした社会から、知の価値に対する大学への投資を呼び込んでいくためにも、文部科学省及び振興会は、多数の研究大学群や他省庁とともに、本事業の取組を広く社会へ発信していくことが重要である。

3-3. 事業推進にあたっての留意事項について

○本事業は、「総合振興パッケージ」の重要施策であることを踏まえ、振興会は、「総合振興パッケージ」のフォローアップの結果、総合科学技術・イノベーション会議及び大学研究力強化委員会等の議論等も踏まえ、事業の推進を図ること。

○その際、「総合振興パッケージ」の目的は、「大学がそれぞれ自らのミッションに応じたポートフォリオ戦略の下、選択的かつ、発展段階に応じて、それぞれの機能を各府省の事業を活用してさらに強化し易くすること」であることから、文部科学省においては、大学に対し、文部科学省のみならず他府省の事業を含めた他事業の活用・連携を積極的に促進及び支援する。また、文部科学省は、専門家等の協力も得ながら事業の実施状況等を分析し、その結果を文部科学省における研究大学の振興施策にフィードバックを行うこと。

○また、政府においては、新しい資本主義の実現に向けた重点投資の主要な柱の一

つとして、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日、新しい資本主義実現会議決定）を策定し、スタートアップ創出に向けて環境整備を強力に進めていくこととしており、先行して文部科学省において実施している施設整備事業においても、その趣旨を踏まえ、スタートアップ創出に向けたインキュベーション機能を有する施設等の整備を支援するとともに、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）においても大学発スタートアップ創出に向けた基金の造成を行ったところである。

○文部科学省は、本事業と大学発スタートアップ施策との連動を図るとともに、振興会と機構との有機的な連携が図られるよう、文部科学省において適切な取り計らいを行うこと。また、振興会は、文部科学省の施設整備事業により整備する施設の内容も十分に踏まえ、3-2.における進捗管理・評価・伴走支援を行うものとする。

○このほか、本制度骨子に定められていない詳細の事項については、「総合振興パッケージ」及び本骨子の趣旨等を十分に踏まえつつ、振興会において定めること。ただし、本骨子に相当するような重要事項を決定する際には、予め事業設計委員会の意見を聞くものとする。